

令和3年度 三宅島危険物安全協会 実務講習会

令和3年版
東京消防庁 予防部 危険物課



本日お話すること

- 危険物施設における事故概要
- 予防規程について
- 旧規格消火器について
- 法令改正について
- 電子申請について

5つ





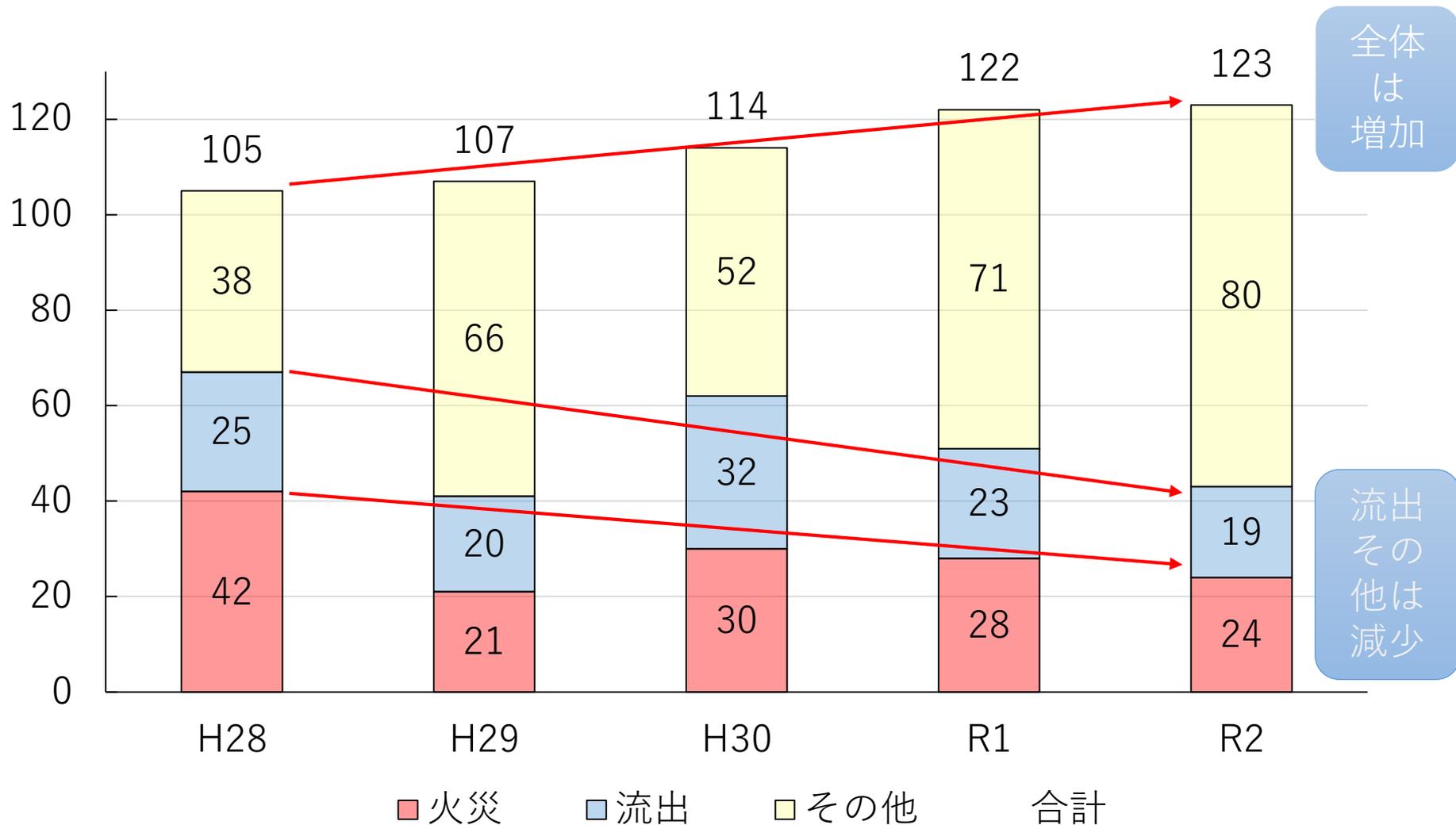
危険物施設における事故概要



過去5年間の危険物施設における 事故及び死傷者の発生状況

年 別	合 計	火 災 (件)	流 出 (件)	そ の 他 (件)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)
H28(2016)	105	42	25	38	0	17
H29(2017)	107	21	20	66	0	9
H30(2018)	114	30	32	52	0	16
R1(2019)	122	28	23	71	0	16
R2(2020)	123	24	19	80	0	11
前年比	1	▲4	▲4	9	0	▲5

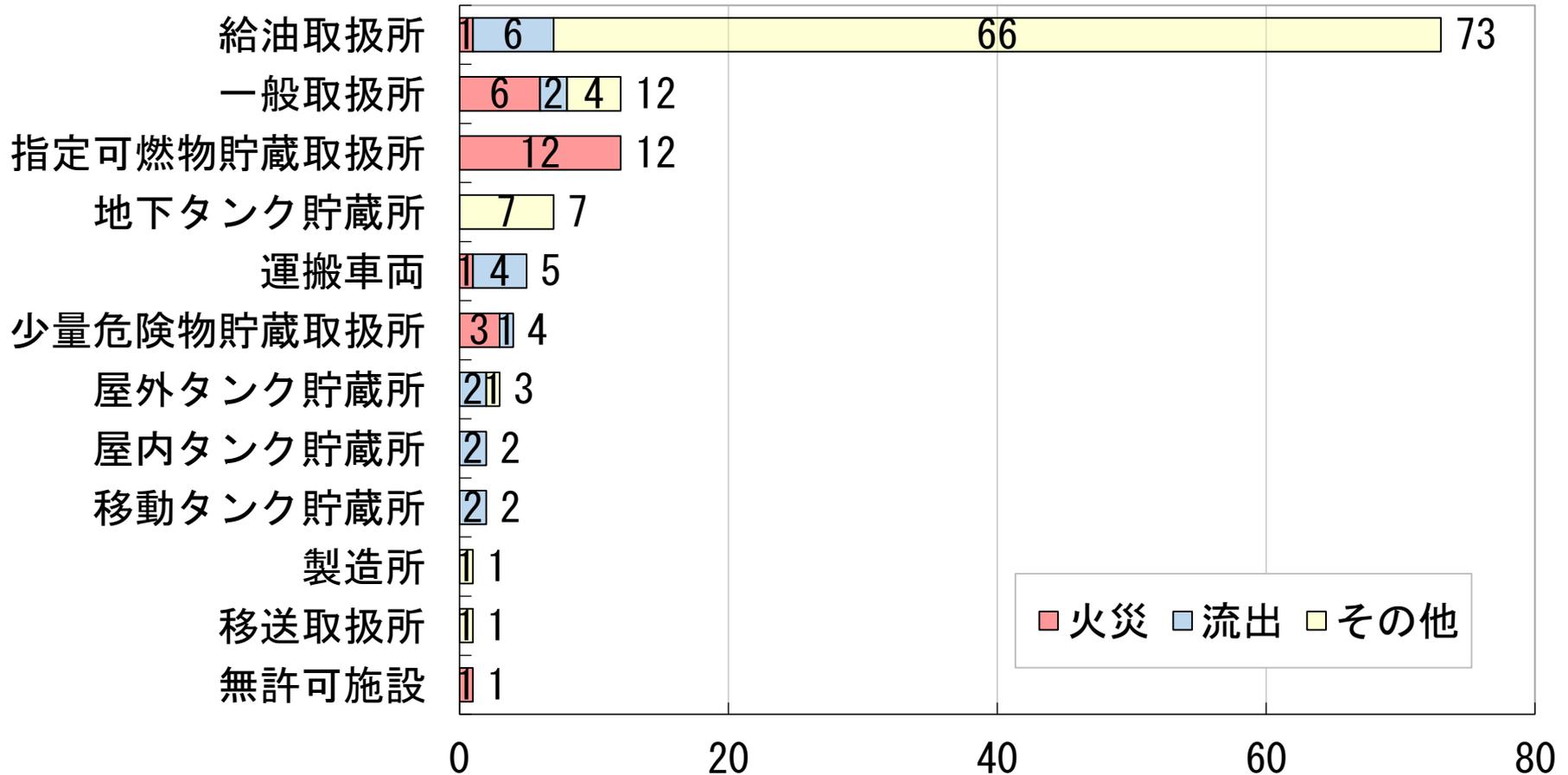
過去5年間の危険物施設における 事故の発生状況



施設区分別の事故件数

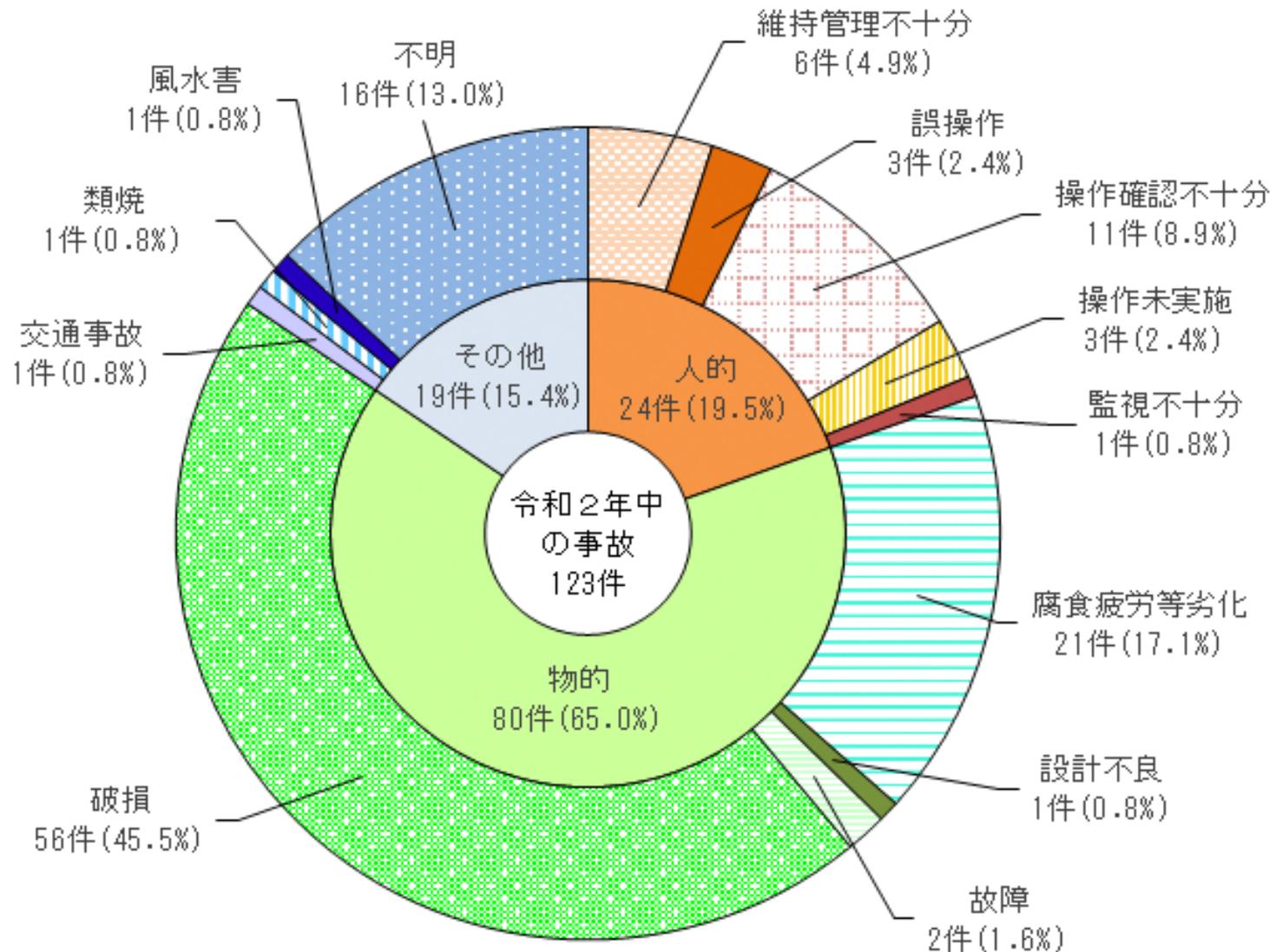
年 別		H28	H29	H30	R1	R2	前年比	
危 険 物 施 設 等	製造所	0	0	1	1	1	0	
	貯蔵所	屋内	1	0	0	1	0	▲1
		屋外タンク	1	0	0	1	3	2
		屋内タンク	0	0	0	0	2	2
		地下タンク	3	2	8	3	7	4
		移動タンク	4	1	9	6	2	▲4
		取扱所	48	71	51	63	73	10
	無許可施設	移送	0	0	0	4	1	▲3
		一般	18	9	12	18	12	▲6
		小計	75	83	81	97	101	4
	無許可施設	1	1	0	0	1	1	
	運搬車両	2	4	8	7	5	▲2	
	少量危険物貯蔵取扱所	20	12	10	9(4)	4(1)	▲5	
	指定可燃物貯蔵取扱所	7	7	15(3)	9	12(1)	3	
	高压ガス関係施設	0	0	0	0	0	0	
合計	105	107	114	122	123	1		

施設区分別の事故件数



※ 1 少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所は無届施設を含む。(件)

事故の発生要因及び発生原因



令和2年中の事故事例

キッチンカーでガソリンを運搬中に発火した事例



ガソリン携行缶の積載状況

(LPガスボンベの上に置かれ、不安定な状態である。)

概要

ガソリンを携行缶に収納し、キッチンカーで運搬していた際に爆発が発生し、收容物等が焼損した。

原因

携行缶を完全に密封せず、車内の不安定な場所に置いて走行したことで、ガソリンが漏洩し、蒸気が発生、車内で種火点火状態になっていた調理機器の火源に引火し、火災に至った。

対策

危険物を運搬する際は、その量に関わらず消防法による規制を受ける。運搬の際には容器を密封し、転倒、落下しないように積載しなければならない。

廃棄物処理施設でリチウムイオン電池から 出火した事例



施設職員による初期消火活動の様子

概要

一般取扱所である廃棄物処理施設において、廃棄物に混入していたリチウムイオン電池から出火し、施設のベルトコンベヤが焼損した。

原因

リチウムイオン電池が破碎工程等で変形したことにより、短絡状態となり、時間の経過とともに過熱発火、周囲のプラスチックごみに着火し、火災に至った。

対策

廃棄物処理施設は、破碎機による火災を考慮し、火災検知器や監視用カメラ等の監視装置や散水設備の設置などが必要となる。

移動タンク貯蔵所の給油ホースが脱落し、 軽油が流出した事例



移動タンク貯蔵所からの軽油
の流出状況

概要

軽油を積載し走行していた移動タンク貯蔵所の給油ノズル及び給油ホースが脱落、破損、さらに、車両を停車させた際に破損箇所から軽油が道路上に流出した。

原因

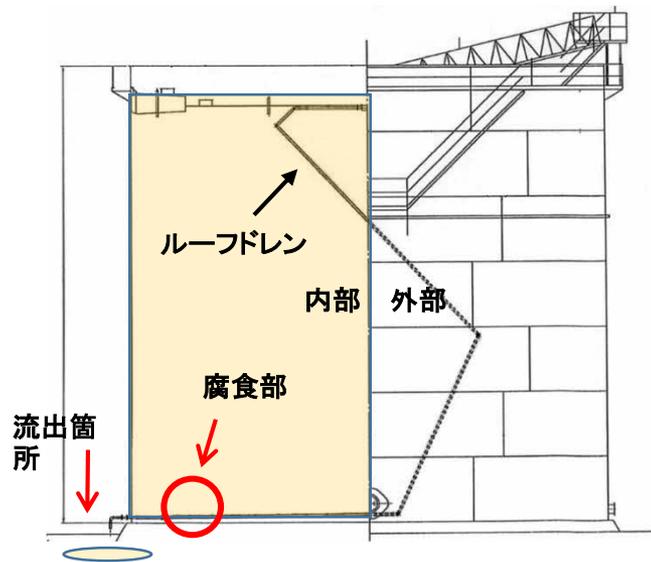
別の現場での荷卸後、給油ノズルを適切に固定せず走行したため、給油ノズル及び給油ホースが脱落、破損した。

さらに、PTOスイッチがオンの状態だったため、車両を停車させ、ギアをパーキングに入れた際に、モーターが起動し、流出に至った。

対策

注入ホースの切損等による漏れを防止するためには、適切な維持管理、移送前の点検を行わなければならない。

浮き屋根式の屋外タンク貯蔵所のルーフドレンからガソリンが流出した事例



屋外タンク貯蔵所からのガソリンの流出状況

概要

浮き屋根式の屋外タンク貯蔵所において、浮き屋根上の雨水を排出するルーフドレンの排出口からガソリンが流出した。

原因

設置完成(平成6年)から約26年の経年変化に伴い、雨水によってルーフドレンの金属可とう管の内面腐食が進行し、流出に至った。なお、平成27年8月に内部点検を実施している。

対策

定期点検、日常点検を適切に実施する。日常点検等においても五感を活用し、異常を感じた場合はその原因を明らかにする。

令和3年中の事故事例 多発する給油取扱所内での接触事故

給油取扱所内での運転手の操作ミスによる事故が増えています。

令和3年4月1日以降、都内だけで21件発生しています。





予防規程について
(風水害ガイドライン)



風水害による危険物施設の被害状況

平成30年7月豪雨や台風21号等の風水害により、全国の危険物施設において、浸水や強風等に伴い多数の被害が発生



鉄工所の油流出事故の状況



アルミ工場の火災事故の状況

出典：総務省消防庁 危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会資料

風水害対策ガイドラインの概要

消防庁において、令和元年度「危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会」が開催され、当該検討会の検討結果を踏まえ、**危険物施設の風水害対策ガイドライン**がとりまとめられました。

※危険物施設の風水害対策ガイドラインについて（令和2年3月27日消防危第86号消防庁危険物保安室長通知）



風水害対策ガイドライン

総務省消防庁では、「危険物施設の風水害対策ガイドライン」を作成し、ホームページで公表

危険物施設の風水害対策ガイドライン (ver2)

1 共通事項

(1) 平時からの事前の備え

ア 危険物施設が所在する地域のハザードマップを参照し、当該施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨や高潮に伴う浸水高さ等を確認しておく。これに当たり、「ハザード地区における危険物施設の流出防止対策の促進について」(令和元年9月20日付け消防危第143号)のとおり、ハザードマップを作製している各地域の市区町村の危機管理担当部局や河川管理者が水害リスクに関する助言を実施することが可能であることから、必要に応じて相談等を行う。

また、ハザードマップが更新された場合には、当該施設に係る変更の有無や内容を都度確認する。

イ 上記アを踏まえ、当該施設において、大雨や台風の接近に伴い被害等の発生が想定される場合には、被害発生危険性を回避・低減するために必要な措置を検討し、計画決定を行う。

[危険物施設の風水害対策ガイドライン
\(改定版\)](#)



危険物施設の風水害対策ガイドラインから一部抜粋

風水害対策ガイドラインの内容

○ 3つの段階別の対策



① 平時からの事前の備え

② 風水害の危険性が高まってきた時の応急対策

③ 天候回復後の点検・復旧

○ 危険物施設の形態別の対策

ガイドラインを活用した風水害対策

① 平時 ② 災害時 ③ 回復後

① 平時からの事前の備え

- 1 ハザードマップの確認
- 2 実施計画の策定



実施計画の
策定

- 3 自家発電設備等の燃料の確保
- 4 浸水防止用の資機材準備(土のう、止水板等)
- 5 流出防止用の資機材準備(オイルフェンス、油吸着材、土のう等)

資器材関係

- 6 関係行政機関への連絡体制の確立、訓練への参画
- 7 天候回復後の仮貯蔵・仮取扱いの実施計画の作成、消防機関との協議

関係機関との
連携

ガイドラインを活用した風水害対策

① 平時

② 災害時

③ 回復後

三宅島の作成したハザードマップ

① 平時からの事前の備え

(三宅島土砂災害ハザードマップの確認)

主に取得できる情報

1 土砂災害特別警戒区域



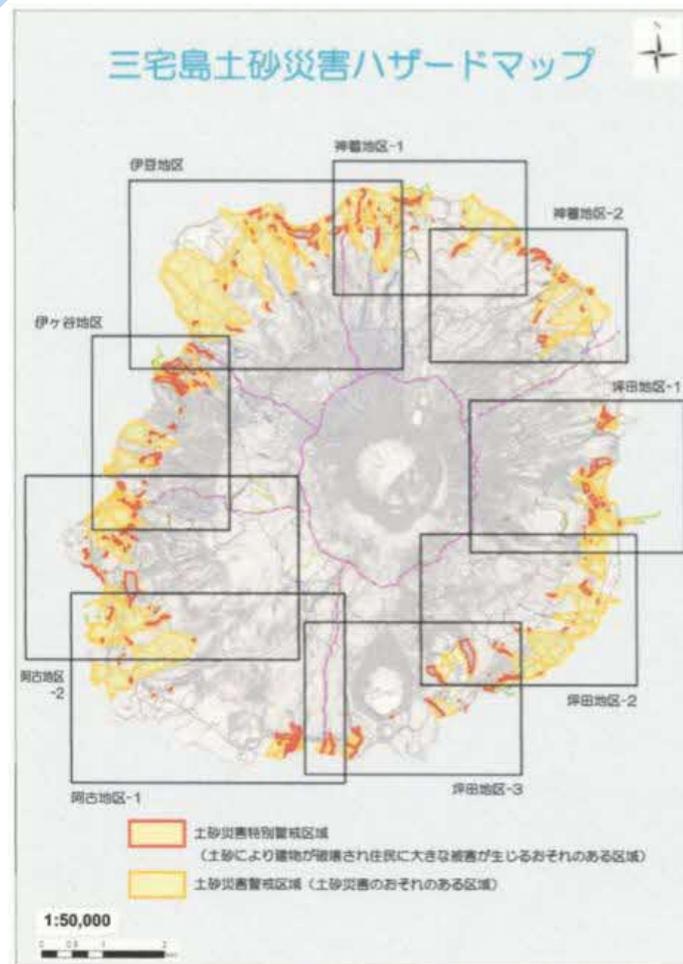
2 土砂災害警戒区域



等

※ハザードマップは、三宅村ホームページ

三宅村防災のしおり (P.18)より抜粋



ガイドラインを活用した風水害対策

① 平時 ② 災害時 ③ 回復後

① 平時からの事前の備え(実施計画の策定)

1 災害リスクの確認

所長は、地域のハザードマップを参照し、当所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨等に伴う浸水高さ等を定期的に確認するものとする。

東京消防庁HP
実施計画例等

当所で想定される風水害リスク	
浸水リスク	<u>想定される浸水深さ3～5m</u>
土砂対策リスク	<u>敷地北側の一部が急傾斜地の崩壊警戒区域に該当</u>
強風リスク	<u>台風等による屋外設備等の破損危険あり</u>
停電リスク	<u>停電時も稼働を継続する必要がある設備が一部あり</u>



実施計画例から一部抜粋

策定した実施計画は、予防規程、社内規定等に組込む。

ガイドラインを活用した風水害対策

① 平時 ② 災害時 ③ 回復後

② 風水害の危険性が高まってきた時の応急対策

- 1 気象庁等の防災情報を注視し、浸水、土砂流入、強風、停電等の危険性に応じた措置を実施
- 2 避難のための十分な時間的余裕を持った作業
- 3 危険物流出の可能性がある場合は、関係行政機関へ速やかに通報
- 4 危険物流出時は、関係行政機関へ速やかに通報し、連携して応急対策を実施



ガイドラインを活用した風水害対策

① 平時

② 災害時

③ 回復後

② 風水害の危険性が高まってきた時の応急対策

浸水・土砂対策の例



○ 土のうや止水板の設置等により、危険物施設内への浸水や土砂流入を防止・低減する。

○ 配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出を防止するとともに、タンクや配管への水や土砂の混入を防止する。

○ 禁水性物質など、水と触れると危険な物品については、高所へ移動する、水密性のある区画で保管する等の措置を講ずる。

○ 屋外にある容器などは、流出防止のため、高所へ移動する、ワイヤーや金具で相互に緊結する、重いものを下方に積む等の措置を講ずる。

ガイドラインを活用した風水害対策

① 平時

② 災害時

③ 回復後

③ 天候回復後の点検・復旧

- 1 点検を行い、必要な補修を施した後に再稼働
- 2 電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、施設内の電気設備や配線の健全性を確認



ガイドラインを活用した風水害対策

危険物施設の形態別の対策

チェックリスト（例） ー屋外タンク貯蔵所ー

フェーズ	浸水・高潮対策	土砂対策	強風対策	停電対策
風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策	<input type="checkbox"/> 危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、高潮、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずる（予想される降雨量、風速、河川の水位、土砂災害危険性等の確認、避難先や避難経路の確認等）。 <input type="checkbox"/> 従業者等の避難安全を確保することが必要であり、十分な時間的余裕をもって作業を行う。 <input type="checkbox"/> 浸水等に伴い、大規模な爆発や危険物の大量流出など周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合には、速やかに消防機関等の関係機関に通報を行う。 <input type="checkbox"/> 水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する場合には、その物質の性状や保管状況等について関係機関に情報提供を行う。 <input type="checkbox"/> 施設外に危険物が流出しないよう、オイルフェンスを適切な場所に設置する。 <input type="checkbox"/> 危険物の流出を確認した場合は、油吸着材等により速やかに回収する。 <input type="checkbox"/> 浸水等に伴い、河川や海洋へ危険物が流出した場合には、水質汚濁防止連絡協議会等の関係行政機関へ速やかに通報・連絡し、連携して応急対策を実施する。			
	<input type="checkbox"/> 土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減する。	<input type="checkbox"/> 飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするため、配管の弁等を閉鎖する。	<input type="checkbox"/> 温度や圧力等の管理を継続することが必要な物品については、自家発電設備等により所要の電力を確保する。	
	<input type="checkbox"/> 配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出防止とともに、タンクや配管への水や土砂の混入を防止する。 <input type="checkbox"/> 高潮により配管等が破損した場合における危険物の流出を最小限にするため、タンク元弁等を閉鎖する。	<input type="checkbox"/> タンク本体や付属品の耐風性能（設計基準）を再確認する。		
	<input type="checkbox"/> ルーフドレーン等の排水機能を確認し、浮き屋根上の滞水を防止する。			

危険物施設の風水害対策 ガイドライン（改定版）



危険物施設の風水害対策ガイドライン

チェックリスト例（屋外タンクの貯蔵所）から一部抜粋

災害時に活動するために、日頃からの訓練を

東京消防庁からののお知らせ (令和2年度)

東京消防庁からのお知らせ

危険物施設の台風等への備えは大丈夫ですか？

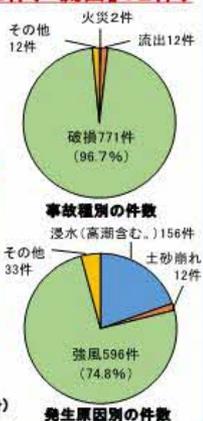
危険物施設で多数の被害が発生しています！

平成30年6月から10月の間に発生した平成30年7月豪雨や台風21号等の風水害により、全国の危険物施設で**797件**（「火災」12件、「流出」12件、「破損」771件、「その他」12件）の被害が発生しました。

被害発生の原因別にみると、「浸水（高潮含む）」が156件、「土砂崩れ」が12件、「強風」が596件、「その他」が33件でした。



出典：危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討報告書（令和元年度中間報告）



風水害対策ガイドラインが公表されました！

危険物施設で想定される災害リスクに応じて、迅速かつ的確な応急対策がとれるように、総務省消防庁では「**危険物施設の風水害対策ガイドライン**」をとりまとめ、ホームページ上で公表しています。

【ガイドラインの主なポイント】

- ◆ 「平時」、「風水害危険が高まってきた時」、「天候回復時」の**3つの段階別**に、危険物施設の事業者が講じるべき対策が示されました。
- ◆ 危険物施設の**形態別**に、風水害対策の内容を整理した**チェックリスト(例)**が示されました。

ガイドラインを活用して、台風シーズンの到来前に風水害対策を完了させてください。

具体的な実施要領については裏面を！



ガイドラインを活用した風水害対策の実施要領

【平時からの事前の備え】

① ハザードマップで危険物施設の**災害リスクを確認**してください。



国土省が提供するハザードマップポータルサイト等で、浸水リスク、土砂災害リスクを簡単に確認できます。

② ハザードマップの確認結果等を踏まえ、想定される被害リスクに応じた**風水害対策の実施計画を策定**してください。

◆ **警戒レベルに応じた判断基準等を定める**ようにしてください。

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難の準備	雨の準備	川の準備
5	命を守って！	災害発生	大雨特別警報	氾濫発生情報
4	全員避難	避難指示(緊急)・避難勧告	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報
3	高齢者など避難	避難準備	大雨・洪水警報	氾濫警戒情報
2	避難の準備	—	大雨・洪水注意情報	氾濫注意情報

令和元年6月から気象庁等が発する防災情報に5段階の警戒レベルが明記されることになりました。詳細は内閣府のサイトで確認できます。

すでに実施計画がある場合も、見直しの必要がないか確認してください。



◆ **チェックリスト(例)を活用**して必要な応急対策等を確認してください。

フェーズ	浸水・高潮対策	土砂対策	強風対策	停電対策
事前準備	危険物貯蔵タンクを点検し、当該施設が想定される最大貯水量を確保していること、かつ、漏れや変形に気づいたら速急に修理すること。また、ハザードマップで更新された場合には、当該施設に適用可能なものに更新すること。	土砂災害警戒区域に該当する場合は、事前に土砂災害警戒区域と土砂災害警戒区域外を把握すること。	大雨や暴風による被害防止のために、当該施設が想定される最大貯水量を確保すること。また、当該施設が想定される最大貯水量を確保すること。	停電発生時の対応策を事前に確認すること。
発生時	浸水・高潮発生時は、当該施設が想定される最大貯水量を確保すること。また、当該施設が想定される最大貯水量を確保すること。	土砂災害発生時は、当該施設が想定される最大貯水量を確保すること。また、当該施設が想定される最大貯水量を確保すること。	強風発生時は、当該施設が想定される最大貯水量を確保すること。また、当該施設が想定される最大貯水量を確保すること。	停電発生時は、当該施設が想定される最大貯水量を確保すること。また、当該施設が想定される最大貯水量を確保すること。
事後対応	浸水・高潮発生後は、当該施設が想定される最大貯水量を確保すること。また、当該施設が想定される最大貯水量を確保すること。	土砂災害発生後は、当該施設が想定される最大貯水量を確保すること。また、当該施設が想定される最大貯水量を確保すること。	強風発生後は、当該施設が想定される最大貯水量を確保すること。また、当該施設が想定される最大貯水量を確保すること。	停電発生後は、当該施設が想定される最大貯水量を確保すること。また、当該施設が想定される最大貯水量を確保すること。

チェックリスト(例)を含むガイドラインの全文は総務省消防庁のサイトで確認できます。



- ◆ 策定した実施計画は**予防規程、社内規定等**に定めてください。
- ◆ 土のう等の必要な**資器材**を準備し、**訓練**を実施してください。



【風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策】

③ 実施計画に従い、時間的余裕をもって**応急対策、避難**を実施してください。

【天候回復後の点検、復旧】

- ④ **点検**、必要な**補修**後に施設を再稼働してください。
- ◆ 電力復旧時の**送電火災、漏電火災**に注意してください。

東京消防庁ホームページを是非ご覧ください！
(トップページ)
→安全・安心情報 東京消防 検索
http://www.tfd.metro.tokyo.jp

問合せ先
〇〇消防署 〇〇課
電話

令和2年度改定の概要

令和2年度は、ガイドラインが改定され、風水害対策をなお一層推進し、特に、開放された油ピット、溶融炉又は第三類禁水性物質の貯蔵・取扱い（以下「重大リスク」という。）がある危険物施設は、風水害により多量の油流出、火災等の重大事故の発生が懸念されることから、**重点的に指導**することで、危険物施設の風水害による被害軽減を図るものです。

※危険物施設の風水害対策の一層の推進について
(令和3年3月30日消防危第49号消防庁危険物保安室長通知)



危険物施設の風水害対策ガイドラインを活用した対策の全体像（イメージ）



東京消防庁からのお知らせ (令和3年度)

東京消防庁からのお知らせです

危険物施設の台風等への備えは 大丈夫ですか？



1 どうして危険物施設の風水害対策が必要なのか？

台風等で河川が氾濫し、危険物施設が**浸水した場合**、**油の流出**や**火災**が発生するおそれがあります。

油流出事故の例

浸水状況

河川の氾濫により、鉄工所が水没し、**開放された油ピットに水が流入**しました。

被害状況

鉄工所が水没し、**多量の油が流出**しました。
(写真①参照)



写真① 鉄工所の油流出事故の状況

火災事故の例

浸水状況

河川の氾濫により、アルミ工場内の**高温の溶融炉に水が流入**しました。

被害状況

流入した水が、高温のアルミに触れ、**水蒸気爆発**が発生させ、火災になったと推定されます。(写真②参照)



写真② アルミ工場の火災事故の状況

出典：総務省消防庁 危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会資料より

危険物施設が浸水した場合、**施設周辺にも被害**が及びます。
事前に風水害対策を実施しましょう！！



こんな危険物施設は、「**風水害対策**」待ったなし！！

**1つでも該当する場合は、
最寄りの消防署にご相談ください！！**

- ハザードマップで確認した結果、浸水のリスクがある。
- 開放された油ピットがある。
- 溶融炉がある。
- 第三類禁水性物質（ナトリウム、アルカリ金属等）がある。



2 どんな風水害対策を実施すればいいの？

総務省消防庁では、「**危険物施設の風水害対策ガイドライン**」を作成し、ホームページで公表しています。

ガイドラインでは、風水害による被害を軽減するために必要な情報が掲載されています。

令和3年3月には、ガイドラインの改定がありました。

危険物施設の**風水害対策ガイドライン(改定版)**



【ガイドラインの主な改定ポイント】
風水害対策の初動対応を例示したフローチャートの追加

3 ガイドライン(改定版)を活用した風水害対策の実施要領

次の**3つの段階別**に、風水害対策を実施してください。

【段階1 平時からの事前の備え】

- ・ **地域のハザードマップ**で危険物施設の**風水害リスク**を確認してください。
各区市町村では、ハザードマップを公表しています。

市役所
区役所

各区市町村の作成したハザードマップ
(東京都建設局HPにあるリンク集)

主に取得できる情報

- ① 浸水範囲
- ② 浸水深さ
- ③ 避難経路
- ④ 避難場所

- ・ 必要に応じて、国土交通省と東京都建設局が公表する最新情報も合わせて確認するようにしてください。

国土交通省HP
ハザードマップポータルサイト

主に取得できる情報
国が管理する河川
(河川ID、多摩川IDの情報)

- ① 浸水リスク
- ② 土砂災害リスク

東京都建設局HP
浸水予想区域図

主に取得できる情報
国が管理する河川の浸水

- ① 浸水範囲
- ② 浸水深さ

- ・ ハザードマップ等で確認した風水害リスクに応じた風水害対策の**実施計画を作成**してください。

なお、東京消防庁HPで公表する実施計画例又はガイドライン(改定版)に追加されたフローチャートは、実施計画の見本として活用できます。

- ・ 作成した実施計画は、**予防規程**や**社内規定**等に紐づけてください。

【段階2 風水害の危険性が高まってきた場合の応急対策】

実施計画に従い、応急対策、避難を実施してください。

【段階3 天候回復後の点検、復旧】

点検、必要な補修を行った後に施設を再稼働してください。

東京消防庁HP
実施計画例等



東京消防庁ホームページ是非ご覧ください！
(トップページ) [東京消防 http://www.tfd.metro.tokyo.jp](http://www.tfd.metro.tokyo.jp)
→安全・安心情報

問合せ先
●●消防署予防課●●係(●●)
電話03-●●●●-●●●●

予防規程の作成義務が**ある**危険物施設

を有する場合



実施計画を作成又は変更する場合は、作成又は変更した実施計画を**予防規程に定め、認可をうけてください。**



予防規程の作成義務がない危険物施設 を有する場合



作成又は変更した実施計画を社内規定、
マニュアル等に定めてください。



予防規程作成例

風水害対策の実施計画作成例

第1 総則

- 1 風水害対策は、「平時からの事前備え」、「危険性が高まってきた場合の応急措置」、「天候回復後の点検・復旧」について実施計画を作成し、これに基づき行うものとする。
- 2 策定した風水害対策の実施計画は、関係機関と連携し、関係機関の指導に従って実施するものとする。
- 3 想定される風水害リスクを踏まえ、必要な対策を講ずるものとする。

① 平時からの備え

第2 平時からの備え

1 災害リスクの確認

所長は、地域のハザードマップを参照し、当所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかどうかや、降雨等に伴う浸水高さ等を定期的に確認するものとする。

当所で想定される風水害リスク	
浸水リスク	想定される浸水深さ3～5m
土砂対策リスク	敷地北側の一部が急傾斜地の崩壊警戒区域に該当
強風リスク	台風等による屋外設備等の破損危険あり
停電リスク	停電時も稼働を継続する必要がある設備が一部あり

2 実施計画等の見直し

所長は、想定される風水害リスクと危険物施設の実態を踏まえ、定期的に実施計画等の見直しを検討するものとする。

3 対策の準備

- (1) 温度や圧力等を継続することが必要な物品については、停電に備え自家発電設備等のバックアップ電源及び当該電源に必要な燃料等を確保する。また、これらの危険物保安上必要な設備等についても、浸水等により必要な機能を損なうことのないよう措置するものとする。
- (2) 建築物や電気設備等における浸水を危険物保安上防止する必要がある場合には、土のう、止水板、水密性のあるシャッター（建具型の浸水防止用設備）等を準備するものとする。
- (3) 浸水等により危険物が流出するおそれがある場合には、オイルフェンス、油吸着材、土のう等の必要な資機材を準備するものとする。

4 訓練等の実施

- (1) 実施要領等に基づき教育訓練を行い、従業員の習熟を図るとともに、対策実施に必

予防規程の作成義務があり、風水害対策の内容が、まだ追加されていない場合は、作成例の電子データもありますのでご相談くださ



問い合わせ先は、最終頁にございます。

要な時間を確認してタイムラインとの整合性を確保するものとする。

- (2) 各地方公共団体の地域防災計画に基づく実施計画を策定し、関係行政機関等に連携を図るため、これら関係行政機関等に連携し、関係行政機関等に参画するものとする。

②危険性が高まってきた場合の応急措置

第3 危険性が高まってきた場合の応急措置

1 防災情報に応じた危険物施設の対応

防災情報（警戒レベル等）に応じた危険物施設の対応を次のように定める。ただし、施設内で火災、危険物の流出等の被害が発生した場合は、これによらず必要な対応を講じるものとする。

防災情報	危険物施設の対応
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>防災資機材の整備状況を確認する。</u> ・<u>防災情報の定期収集を開始する。</u>
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>全従業員に施設の風水害リスク及び応急措置等について確認させる。</u> ・<u>施設の稼働停止、規模縮小の準備を開始する。</u> ・<u>従業員の避難準備を開始する。</u>
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>防災資機材を使用し、計画に基づく応急措置を開始する。</u> ・<u>施設を定期巡回し、応急措置の完了状況等を確認する。</u> ・<u>レベル4発令までに施設の稼働を停止する。</u> ・<u>レベル4発令までに全従業員が安全な場所に避難を完了する。</u>
レベル4、5	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>安全な場所で待機、情報収集等を継続する。</u>
警戒解除	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>施設を巡回し、被害状況等を確認する。</u> ・<u>安全が確認できた後、稼働を再開する。</u>

2 応急措置

- (1) 危険物施設等における被害の防止・軽減を図るため、気象庁や地方公共団体等が発表する防災情報を注視し、浸水、土砂流入、強風、停電等による危険性に応じた措置を講ずるものとする（予想される降雨量、風速、河川の水位、土砂災害危険性等の確認、避難先や避難経路の確認等）。
- (2) 従業者等の避難安全を確保するため、十分な時間的余裕を持って作業するものとする。
- (3) 浸水等に伴い、危険物が流出するなど周辺に危害を及ぼす事態に至る可能性がある場合は、速やかに消防機関等の関係機関へ通報するものとする。
- (4) 水と接触することで激しく燃焼する物品や有害なガスを発生させる物品が存する

場合には、その物質の性状や保管状況等について情報提供を行うものとする。

漏れや流出がないよう、浸水防止用設備の閉鎖を確実にを行うほか、オイル回収機等を使用するものとする。

また、油吸着材等により速やかに回収を行うものとする。

(7) 河川等へ危険物が流出した場合は、水質汚濁防止連絡協議会等へ速やかに通報し、連携して応急対策を実施するものとする。

3 浸水・対潮・土砂対策

- (1) 土のうや止水板等により施設内への浸水や土砂流入を防止・低減するものとする。
- (2) 配管の弁やマンホールを閉鎖し、危険物の流出防止とともに、タンクや配管への水や土砂の混入を防止するものとする。
- (3) 禁水性物質等の水に触れると危険な物品は、高所への移動、水密性のある区画へ保管するものとする。
- (4) 金属の溶融高熱物は、加熱をあらかじめ停止して十分温度を下げる。

4 強風対策

- (1) 強風により塔槽類等が破損・転倒しないよう耐風性能を再確認するものとする。
- (2) 飛来物により建築物等が破損しないよう、シャッター等で保護するものとする。
- (3) 飛来物により配管等が破損した場合における危険物の流出に備え配管の弁等を閉鎖するものとする。

5 停電対策

- (1) 危険物の製造や取扱いをあらかじめ停止するものとする。
- (2) 温度や圧力等の管理を継続するものとする。必要に応じて、より所要の電力を確保するものとする。

③天候回復後の点検・復旧

第4 天候回復後の点検・復旧

天候回復後の点検・復旧は次によること。

- (1) 点検を行い、必要な補修を施した後で再稼働を行うものとする。
- (2) 浸水した施設では、容器等の破損や危険物の流出の有無を確認するものとする。
- (3) 復旧に伴い、臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いが必要となる場合は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る実施計画に基づき安全対策を講ずるものとする。
- (4) 電力復旧時の通電火災や漏電の防止のため、危険物施設内の電気設備や配線の健全性を確認するものとする。





旧規格消火器について



旧規格消火器について

旧規格消火器は 2021年12月31日 までに交換が必要です。



適応火災のマークが
「文字表示」の消火器は、
新規格消火器に 2021年12月31日
までに交換してください！



適応火災の表示が「文字表示」の2010年製以前の消火器を設置できるのは2021年12月31日までです。
2022年1月1日以降は消火器として認められなくなりますので、交換・リサイクルをお願いします。

旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

2011年1月1日に消火器の規格省令が改正されたことにより、旧規格の消火器は2021年12月31日を過ぎると消火器として認められなくなりますので、早めの交換をお願いします。

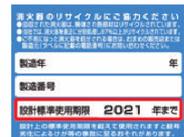
適応火災マークを
確認してください！



消火器の設計標準使用期限はおおむね10年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造よりおおむね10年（住宅用消火器はおおむね5年）です。

新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が書かれています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格ですので、早めの交換をお願いします。



ご不要になった消火器はお近くの販売店へ

ご不要の消火器は廃棄の窓口となる「特定窓口」（消火器販売店等）または「指定引取場所」（メーカー営業所等）へお持ちください。

お近くの窓口は消火器リサイクル推進センターのホームページまたはお電話（03-5829-6773）でご確認できます。



廃棄窓口はスマホで検索



一般社団法人 日本消火器工業会
〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-15-7
TEL : 03-3866-6258
FAX : 03-3864-5265
www.jfema.or.jp





法令改正について



法令改正（その1）

危険物の規制に関する規則の一部改正について

• 押印の削除

危険物の規制に関する規則等の一部が改正され、様式上の押印が不要となりました。

（危険物の規制に関する規則の一部改正について
令和2年12月25日総務省令第124号公布・
施行）

凡例：  → 削除



※委任状も含め、危険物規制に関する申請・届出
全てに押印は不要です。

法令改正（その2）

危険物の規制に関する規則の一部改正について

屋内給油取扱所の基準（7月21日公布・施行）

本改正により、屋内給油取扱所の範囲については、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から当該部分のうち床又は壁で区画された部分の一階の床面積（以下「区画面積」という。）を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が三分の一を超えるもの（当該割合が三分の二までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものを除く。）とされました。

東京消防庁からのお知らせ（給油取扱所）

上屋（キャンピー）の割合が1/3から2/3へ。（条件あり）



給油取扱所の関係者の皆様へ

東京消防庁からのお知らせ

屋内給油取扱所の範囲に係る改正について

令和3年7月21日に危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第71号）が公布・施行されました。これにより、上屋（キャンピー）の空地に対する面積の割合が3分の2までのもので、火災の予防上安全であると認められるものは、屋内給油取扱所として扱わないこととされました。

従来の屋内給油取扱所

上屋（キャンピー）の空地に対する面積の割合が1/3を超えるもの。



改正後

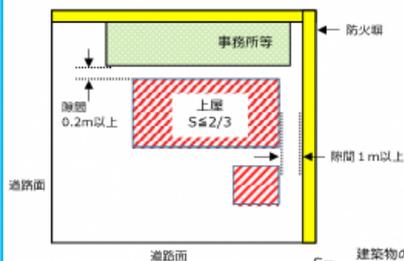
上屋（キャンピー）の空地に対する面積の割合が1/3を超えるもの（当該面積の割合が2/3までのもので、**火災の予防上安全であると認められるものは除く。**）。

「火災の予防上安全であると認められるもの」とは

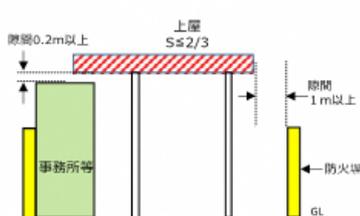
①及び②を満たすもの（建築物内に設置するもの又は給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものを除く。）。

- ① 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋（キャンピー）と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2m以上の隙間があり、かつ、上屋（キャンピー）と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1m以上の隙間が確保されていること。
- ② 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

・認められる例1（平面）



・認められる例2（立面）



$$S = \frac{\text{建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積} - \text{区画面積}}{\text{給油取扱所の敷地面積} - \text{区画面積}}$$

区画面積・・・建築物の給油取扱所の用に供する部分のうち床又は壁で区画された部分の一階の床面積

屋外給油取扱所への変更手続き

既存の屋内給油取扱所を屋外給油取扱所に変更する場合は、工事の有無や内容により**許可申請又は資料提出が必要**となります。

- ① 工事を伴う場合 許可申請又は資料提出
- ② 工事を伴わない場合 資料提出

お問い合わせ先

法令改正（その3）

危険物の規制に関する規則の一部改正について

- 申請書等様式に関する事項
(令和3年7月21日公布・令和4年1月1日施行)

次の2つの様式が危険物の規制に関する規則に追加され、

現行の火災予防施行規程からは、削除されます。

- **危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書**
- **実務経験証明書**



危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書（様式）の 変更点

～4点の変更～

- 項目欄「仮貯蔵・仮取扱いの場所」の表記が2段になります。
- 項目欄「管理の状況」に括弧書きで「消火設備の設置状況含む」が追加されます。
- 項目欄「現場管理責任者の氏名」に括弧書きで「危険物取扱者免状：有（種類： ）・無」が追加されます。
- 項目欄「仮貯蔵・仮取扱い理由及び期間経過後の処理」の表記が変更になります。



- 令和4年1月1日以降は、当庁ホームページから、新様式をダウンロードして、使用してください。
- 危険物仮貯蔵仮取扱い承認申請書→従前とおり、消防本部へ申請してください。
(新：危険物の規制に関する規則第1条の6関係)
※旧：火災予防施行規程第3条の様式第4号は削除

新様式 (○は、変更点)



様式第1の2 (第1条の6関係)

危険物 仮貯蔵 承認申請書
仮取扱い

年 月 日		
申請者 住 所 _____ (電話 _____) 氏 名 _____		
危険物の所有者、管理者 又は占有者	住 所 氏 名	電話 ()
仮貯蔵・仮取扱いの場所 の場所名称	所在地	
危険物の類、品名及び最大数量	指定数量の倍数	倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法		
仮貯蔵・仮取扱いの期間		
年 月 日から 年 月 日まで 日間		
現場の状況 (消火設備の設置状況を含む)		
現場管理責任者	住 所	緊急連絡先 ()
	氏 名	(危険物取扱者免状: 有 (種類:) ・ 無)
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び 期間経過後の処理		
その他必要事項		
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄
承認年月日 承認番号		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A-4とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

実務経験証明書の変更点

～ 1 点の変更点～

項目欄「製造所等の区分」中の「区分」が「別」となります。



- 令和 4 年 1 月 1 日以降は、当庁ホームページから、新様式をダウンロードして、使用してください。

- 実務経験証明書→従前のおり、危険物保安監督者選解任届に実務経験証明書を添付し、東京消防庁へ届出してください。

(新：危険物の規制に関する規則第 4 8 条の 3 関係)

- ※旧：火災予防施行規程第 3 条の 5 の様式第 5 号は削除

新様式 (○は、変更点)

様式第20の2 (第48条の3関係)

実 務 経 験 証 明 書

氏 名				(年 月 日生)
取り扱った危険物	類 別	第 類	品 名	
取り扱った期間	年 月 日 から			年 月 日まで (年 月)
製造所等 [○] の別 (該当するものを ○で囲むこと)	製造所 ・ 貯蔵所 ・ 取扱所			
上記のとおり相違ないことを証明します。				
証明年月日		年 月 日		
事業所名				
所在地				
証 明 者	職 名			
	氏 名			
	電話番号 ()			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。





電子申請について



電子申請について

～電子申請可能な申請等（島しょ地区に限る。）～

- ①危険物保安監督者選解任届
- ②資料提出（軽微な変更工事）
- ③資料提出（休止再開）
- ④資料提出（火気使用）
- ⑤廃止届
- ⑥予防規程の制定・変更許可



電子申請の仕方

東京共同電子申請・届出サービス

(自宅や職場などの身近な場所からインターネットを通じて行政手続きができるサービスです。)

今後は、既に始まっている6つの申請・届出以外にも拡大する予定です。

※サービスの利用にはメールアドレス等が必要です。ご利用前にお問い合わせしていただくと、スムーズにご案内できます。

ご清聴ありがとうございました。

ご不明な点につきましては、東京消防庁予防部
危険物課貯蔵取扱規制係島しょ担当までご連絡くださ
い。

TEL03-3212-2111
(内線4866)

